

## 業務の運営に関する規程

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会  
福祉人材無料職業紹介所

### 第1 求 人

- 1 本所は、求人者の申込みを無料職業紹介事業所許可書に記載されている取扱職種の範囲で受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反、または雇用条件が不相当である場合、当該申込みを受理しません。
- 2 求人申込みは、求人者またはその代理人からの、所定の求人票による来所または郵送での申込み、インターネットサイトによる申込みを受理します。
- 3 求人内容は、賃金、労働時間その他の雇用条件を明示します。

### 第2 求 職

- 1 本所は、無料職業紹介事業所許可書に記載されている取扱職種の範囲に関する限り求職の申込みを受理します。  
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人からの所定の求職票による来所または郵送での申込みを受理します。ただし、次の場合は確認により、2回目以降の求職申込みの手続きを省略することが出来ます。
  - (1) 常に、日雇的、臨時的な労働に従事することを希望される場合
  - (2) 本所の紹介による雇用関係が終了した場合
- 3 求職者を福祉人材バンクに登録し、求人者の情報等を提供します。

### 第3 紹 介

- 1 求職者には、希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう支援します。
- 2 求人者には、希望に適合する求職者を紹介することに努めます。
- 3 求職者を求人者に紹介する時には、求人者へ紹介状を発行します。
- 4 求人、求職の申込を受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている求人者には、一時紹介を中止します。
- 6 求人者、求職者は、本所の紹介等の関与で求人に応募があった場合、本所へ雇用成立の可否を報告することとします。

### 第4 その他

- 1 本所の業務は、職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営します。
- 2 本所が求職者又は求人者から知り得た個人情報、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき取扱い、本所の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護します。
- 3 本所の業務に係る求職者等からの苦情があった場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決処理規程に基づき、迅速、適切に対応します。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、当該申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切しません。

以上

平成26年 2月 5日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会  
会 長 内 海 敏